

大阪府道路交通規則

昭和55.3 公安規則第4号

(道路の使用の許可)

第十五条 法第七十七条第一項第四号の規定による署長の許可を要する行為は、次の各号に掲げるものと

する。

- (1) 道路に、みこし、だし、だんじり、太鼓台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会又はおどりをすること。
- (3) 道路において、集団行進(学生生徒などの遠足、修学旅行の隊列又は通常の冠婚葬祭等による行列を除く)、競技、仮装行列、パレードその他の催物をする事。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、ロケーション等をし、又は拡声器、ラ

ジオ、テレビジョン等の放送をすること。

- (5) 道路において、消防、避難、救護等の訓練を行なうこと。
- (6) 道路において、旗、のぼり、看板その他これに類する物を持ち、又は数人で楽器を鳴らし、若しくは特異な装いをして、広告若しくは宣伝をすること。
- (7) 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをして通行し、若しくは人が集まるような方法で車両等に備えた拡声器を用いて通行しながら広告又は宣伝をすること。
- (8) 道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 交通のひんばんな道路に広告、宣伝等の印刷物その他のものをまき、又は交通のひんばんな道路において通行する者にこれを交付すること。

(罰則法第百十九条第一項第十二号(三月以下の懲役又は三万円以下の罰金)、第百二十三条(罰金刑又は科料刑))